



県章

三重県公報

昭和61年4月22日 火曜日 第11474号

目次

告示

- 町及び字の区域を変更する旨の届出 (地方課) 2
- 労政関係事業補助金交付要綱の一部改正 (労政課) 2
- 真珠関係区画漁業権の免許 (水産振興課) 3
- 公有水面埋立竣功認可 (漁港課) 3
- 急傾斜地崩壊危険区域の指定 (砂防課) 4
- 都市計画事業の認可 (下水道課) 6

公安委告示

- 少年指導委員の委嘱 (公安委員会) 7

公告

- 肥料の登録 (普及農産課) 8
- 肥料の登録の有効期間の更新 (同) 10
- 肥料の登録の失効 (同) 12
- 肥料の検査結果の概要 (同) 15
- 土地改良事業の認可 (耕地課) 15
- 換地計画認可申請を相当とする旨の決定及びその関係書類の縦覧 (農村整備課) 15
- 換地計画を定めた旨及びその関係書類の縦覧 (同) 16
- 基本測量の実施 (調整課) 16
- 同件 (同) 16
- 同件 (同) 17
- 同件 (同) 17
- 同件 (同) 17
- 基本測量の終了 (同) 18
- 同件 (同) 18
- 第15回採石業務管理者試験の実施 (砂防課) 18
- 都市計画の変更及びその図書の縦覧 (都市計画課) 18
- 同件 (同) 19



三重県告示第 213号

地方自治法(昭和22年法律第67号)第260条第1項の規定により、四日市市の区域内において、次のとおり町及び字の区域を変更する旨、同市長から届出があつた。

昭和61年4月22日

三重県知事 田 川 亮 三

四日市市あかつき台六丁目に編入する区域
四日市市山城町字塩田1534の2、1558及び1560

三重県告示第 214号

労政関係事業補助金交付要綱の一部を改正する告示を次のように定める。

昭和61年4月22日

三重県知事 田 川 亮 三

労政関係事業補助金交付要綱の一部を改正する告示

労政関係事業補助金交付要綱(昭和50年三重県告示第525号)の一部を次のように改正する。

別表第2号の項を削り、同表第3号の項(C)欄、(D)欄及び(E)欄を次のように改める。

1 三重県労働者福祉協議会が行う次に掲げる事業に要する経費 (1) メーデー文化体育活動 (2) 地区労働者福祉協議会の育成及び地域における福祉活動 (3) その他労働者の福祉向上のための活動	知事が別に定める。	三重県労働者福祉協議会
2 三重県労働福祉協議会が行う次に掲げる事業に要する経費 (1) 勤労婦人の文化教養活動 (2) 勤労者福祉会館会議室の運営	知事が別に定める。	三重県労働福祉協議会

別表中第3号の項を第2号の項とし、第4号の項から第6号の項までを1項ずつ繰り上げる。

附 則

- この告示は、公表の日から施行し、改正後の別表の規定は、昭和61年度の補助金から適用する。
- 改正前の労政関係事業補助金交付要綱の規定により交付された補助金に係る証

拠書類の保存については、なお従前の例による。

三重県告示第 215号

漁業法(昭和24年法律第267号)第10条の規定により、第1種区画漁業(真珠養殖業)を次のとおり免許した。

昭和61年4月22日

三重県知事 田 川 亮 三

- 免許番号及び免許年月日
三重区第2149号
昭和61年4月1日
- 住所及び氏名
志摩郡志摩町御座709の5 竹内剛外4名
- 漁場の位置、漁業の種類及び名称、漁業の時期並びに存続期間
別冊のとおり
- 制限又は条件
別冊のとおり

「別冊」は、省略し、三重県農林水産事務局漁政課及び伊勢農林水産事務所水産部に備え置いて縦覧に供する。

三重県告示第 216号

公有水面埋立法(大正10年法律第57号)第22条第1項の規定により、次のとおり竣功認可をした。

なお、関係書類は、阿児町役場に備え置いて、この告示の日から起算して10年間閲覧に供する。

昭和61年4月22日

三重県知事 田 川 亮 三

- 竣功認可年月日
昭和61年3月31日
- 竣功認可を受けた者の住所及び名称並びにその代表者の住所及び氏名
竣功認可を受けた者
志摩郡阿児町鶴方2371-1
阿児町
代表者
志摩郡阿児町鶴方1817
阿児町長 森本隆治
- 埋立ての位置、区域及び面積

(1) 位置

志摩郡阿児町安乗字泊り494-4及び486-45地先の公有水面並びに同所486-2及び486-3地先の道路敷をはさむ公有水面

(2) 区域

南区域

次の各地点を順次に直線で結んだ線及び⑭の地点と①の地点を結ぶ満潮位(DL+2.039m)における公有水面と陸地との境界線により囲まれた区域

①の地点 安乗崎燈台(北緯34°21'43"東経136°54'42")から251°30'990.0mの地点

②の地点 ①の地点から244°00'6.45mの地点

③の地点 ②の地点から334°00'3.14mの地点

④の地点 ③の地点から244°00'18.17mの地点

⑤の地点 ④の地点から154°00'3.14mの地点

⑥の地点 ⑤の地点から244°00'1.83mの地点

⑦の地点 ⑥の地点から334°00'10.00mの地点

⑧の地点 ⑦の地点から64°00'2.20mの地点

⑨の地点 ⑧の地点から154°00'3.14mの地点

⑩の地点 ⑨の地点から64°00'17.61mの地点

⑪の地点 ⑩の地点から4°00'27.88mの地点

⑫の地点 ⑪の地点から274°00'3.14mの地点

⑬の地点 ⑫の地点から4°00'3.93mの地点

⑭の地点 ⑬の地点から334°00'35.00mの地点

北区域

次の⑮の地点と⑯の地点を直線で結んだ線及び⑰の地点と⑮の地点を結ぶ満潮位(DL+2.039m)における公有水面と陸地との境界線により囲まれた区域

⑮の地点 ⑭の地点から334°00'3.20mの地点

⑯の地点 ⑮の地点から334°00'83.10mの地点

(3) 面積

1,294.86 m²

4 埋立ての免許年月日及び番号

昭和58年2月14日

三重県指令漁港第2-6号

三重県告示第217号

急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律(昭和44年法律第57号)第3条第1項の規定により、次の土地を急傾斜地崩壊危険区域に指定する。

なお、関係図面は、三重県土木部砂防課及び関係県民局土木事務所並びに関係市役所及び関係町役場に備え置いて縦覧に供する。

昭和61年4月22日

三重県知事 田川 亮 三

第1

1 急傾斜地崩壊危険区域の名称

阿曾小広瀬地区急傾斜地崩壊危険区域

2 区域の所在地

度会郡大宮町大字阿曾字小広瀬

3 区域の土地の表示

度会郡大宮町大字阿曾字小広瀬1856の1、1856の4、1855の1、1855、1757の一部、1758の一部、1759の一部、1852の3、1874の2、1873の1、1872の4、1872の1、1868の1、1868の4の土地及びこれらの土地に囲まれた土地並びにこれらに介在する国有地又は公有地

第2

1 急傾斜地崩壊危険区域の名称

滝原頓登地区急傾斜地崩壊危険区域

2 区域の所在地

度会郡大宮町大字滝原字金徳阪

3 区域の土地の表示

度会郡大宮町大字滝原字金徳阪1016、1015の一部、1007の1の一部、1007の6の一部、1021の2、1021の1、1079の1、1018の一部、1017の3、1017の2の一部の土地及びこれらの土地に囲まれた土地並びにこれらに介在する国有地又は公有地

第3

1 急傾斜地崩壊危険区域の名称

滝原出谷地区急傾斜地崩壊危険区域

2 区域の所在地

度会郡大宮町大字滝原字椋田、中野

3 区域の土地の表示

度会郡大宮町大字滝原字椋田1549、1548の3、1548の5、1549の1、1543の1、1543の2、1542の1、1542の7、1542の8、1541の一部、1540、1540の1の一部、同字中野1610の1の一部、1618の1の一部、1619の一部、1552、1520、1626の1の一部、1550の1の土地及びこれらの土地に囲まれた土地並びにこれらに介在する国有地又は公有地

第4

1 急傾斜地崩壊危険区域の名称

小牧町西急傾斜地崩壊危険区域

2 区域の所在地

四日市市場町字大丸

3 区域の土地の表示

四日市市場町字大丸1041の23、1041の22、1041の21、1041の19、1041の18、1041の41、1041の7、1041の1、1041の62、1041の8、1041の11、1041の14、1041の60、1041の59の土地及びこれらの土地に囲まれた土地並びにこれらに存在する国有地又は公有地

第5

1 急傾斜地崩壊危険区域の名称

西日野2地区急傾斜地崩壊危険区域

2 区域の所在地

四日市市西日野町字里中

3 区域の土地の表示

四日市市西日野町字里中3000、2995の1、2995の2、2996、2997、2998、3022の一部、3001の一部の土地及びこれらの土地に囲まれた土地

三重県告示第218号

都市計画法(昭和43年法律第100号)第59条第1項の規定により、都市計画事業を次のとおり認可した。

昭和61年4月22日

三重県知事 田川亮三

1 施行者の名称

朝日町

2 都市計画事業の種類及び名称

四日市都市計画下水道事業
北勢沿岸流域下水道(北部処理区)関連朝日町公共下水道

3 事業施行の期間

昭和61年4月22日から昭和66年3月31日まで

4 事業地

(1) 収用の部分

なし

(2) 使用の部分

三重郡朝日町大字小向字神田、字北二丁目、字北里下、字南里下、字長須賀及び字七反田、同町大字柿字元田並びに同町大字繩生字芝溝地内

公安委員会告示

三重県公安委員会告示第17号

風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律(昭和23年法律第122号)第38条第1項の規定により、次のとおり少年指導委員を昭和61年4月1日委嘱した。

昭和61年4月22日

三重県公安委員会委員長 金丸吉生

氏名	住所	地区名	活動区域
中村 賢	桑名市大字西別所777	桑名駅前地区	桑名市のうち、桑栄町、有楽町、寿町1丁目及び寿町2丁目
二井 真澄	桑名市八間通り26		
谷口 三郎	四日市市高花平5丁目1-25	諏訪地区	四日市市のうち、諏訪栄町、西新地、諏訪町、浜田町、西浦1丁目、安島1丁目及び鶴の森1丁目
中川 清	四日市市貝家町1631-2		
中島 泰浩	四日市市日永2丁目11-24		
森 奉文	四日市市九の城町2-2		
鈴木 育男	鈴鹿市算所5丁目10-10	平田地区	鈴鹿市のうち、平田1丁目、平田2丁目、算所1丁目、算所2丁目、算所3丁目、住吉1丁目、河古曾及び平田新町
吉田 勇	鈴鹿市算所3丁目5-6		
吉森 英雄	鈴鹿市住吉1丁目26-19		
谷口 半一	津市神納町15-6	津駅前地区	津市のうち、西丸之内、南丸之内、大門、羽所町、乙部、新町1丁目及び八町1丁目
前川 勇一	津市乙部2180	大門地区	
中津 克己	津市大門34-23	津新町地区	
大谷 博	久居市桜が丘町1730-3	新町地区	久居市のうち、本町、二ノ町、元町、中町、新町及び寺町
谷口 尚一	久居市持川町2226		
高尾 実太郎	松阪市大石町547	愛宕地区	松阪市のうち、愛宕町、湊町、愛宕1丁目、愛宕2丁目、愛宕3丁目、愛宕4丁目、京町、宮町、五十鈴町、平生町、日野町及び挽木町
牧野 八郎	松阪市愛宕5丁目379-7		
中村 比呂誌	伊勢市大世古2丁目4-10	新道地区	伊勢市のうち、一之木1丁目、一之木2丁目、一之木4丁目、一之木5丁目、大世古1丁目、大世古2丁目、大世古3丁目、大世古4丁目、曾禰1丁目、曾禰2丁目、宮町1丁目、宮町2丁目、宮後1丁目、宮後2丁目及び宮後3丁目
玉木 義幸	伊勢市二俣4丁目1-5		
加藤 昌生	伊勢市船江3丁目18-27		

宮崎 由紀夫	鳥羽市鳥羽2丁目4-1	鳥羽駅周辺地区	鳥羽市のうち、鳥羽1丁目、鳥羽2丁目、鳥羽3丁目、鳥羽4丁目、安楽島町、大明東町、大明西町及び小浜町
中世古 光正	鳥羽市大明東町6-8	安楽島地区	
中前 茂喜	上野市万町2299	丸之内地区	上野市のうち、丸之内、東町、中町、魚町、桑町、恵美須町、忍町、相生町、紺屋町、東日南町及び小田町
一森 正美	上野市三田956-2		

公 告

肥料取締法(昭和25年法律第127号)第7条の規定により、次の肥料を登録した。

昭和61年4月22日

三重県知事 田 川 亮 三

登録番号	肥料の種類	肥料の名称	保証成分量(%)	その他の規格	生産業者		登録年月日
					氏名	住所	
三重県 第1185号	蒸製骨粉	200 蒸製骨粉	窒素全量 40 りん酸全量 200	-	九鬼肥料工業株式会社	四日市市西末広町 4番17号	昭和 60.11.27
同 第1186号	炭酸カルシウム肥料	炭酸苦土石灰 41号	アルカリ分 560 可溶性苦土 80	公定規格 のとおり	白石カルシウム株式会社	大阪市北区同心 二丁目10番5号	同上
同 第1187号	肉骨粉	15肉骨粉	窒素全量 50 りん酸全量 100	-	有限会社藤本産業	阿山郡阿山町 馬場375番地	昭和 60.12.9
同 第1188号	蒸製骨粉	318 蒸製骨粉	窒素全量 30 りん酸全量 180	-	〃	〃	同上
同 第1189号	魚屍物加工肥料	5.5魚屍物加工 肥料	窒素全量 5.5 りん酸全量 3.5	-	引本漁業協同組合	北牟婁郡海山町 大字引本浦 883番地の2	昭和 61.2.24

肥料取締法(昭和25年法律第127号)第12条第2項の規定により、次の肥料の登録の有効期間を更新した。

昭和61年4月22日

三重県知事 田 川 亮 三

登録番号	肥料の種類	肥料の名称	保証成分量(%)					その他の規格	生産業者		有効期限
			窒素全量	りん酸全量	加里全量	アルカリ分	可溶性苦土		く溶性苦土	氏名	
三重県 第1083号	落花生油かす及 ひその粉末	70落花生油かす 粉末	7.0	1.0	1.0	-	-	-	辻製油株式会社	一志郡蟬野町 大字新屋庄565の1	昭和 66.11.16
同 第1130号	混合有機質肥料	混合有機質肥料 42号	4.0	2.0	-	-	-	公定規格の とおり	東洋酵素株式会 社	四日市市天カ須賀 1丁目7番5号	昭和 63.12.21
同 第1131号	同上	混合有機質肥料 53号	5.0	3.0	1.0	-	-	-	"	"	同上
同 第408号	混合有機質肥料	動物質調合粉末 5号	5.0	1.0	-	-	-	-	株式会社安永製 肥所	上野市四十九町 216番地	昭和 64.1.27
同 第1085号	大豆油かす及び その粉末	60大豆油かす	6.0	1.0	1.0	-	-	-	合資会社山利製 油所	四日市市日永東 3丁目14番31号	昭和 67.2.12
同 第1155号	蒸製骨粉	40蒸製骨粉	4.0	1.0	-	-	-	-	東洋酵素株式会 社	四日市市天カ須賀 1丁目7番5号	昭和 67.2.27
同 第1088号	炭酸カルシウム 肥料	530苦土炭酸カ ルシウム肥料	-	-	-	53.0	1.30	公定規格の とおり	白石カルシウム 株式会社	大阪市北区同心 2丁目10番5号	昭和 67.3.18
同 第1089号	同上	55.0苦土炭酸カ ルシウム肥料	-	-	-	55.0	1.40	-	"	"	同上
同 第1090号	同上	56.0苦土炭酸カ ルシウム肥料	-	-	-	56.0	1.50	-	"	"	同上

肥料取締法(昭和25年法律第127号)第14条の規定により、次の肥料の登録は失効した。

昭和61年4月22日

三重県知事 田川亮三

登録番号	肥料の種類	肥料の名称	保証成分量(%)					その他の規格	生産業者	
			窒素全量	りん酸全量	加里全量	アルカリ分	可溶性苦土		く溶性苦土	氏名
三重県 第1115号	生石灰	800生石灰	-	-	800	-	-	-	森下産業有限公司	度会郡度会町 市勢191番地
同 第1082号	大豆油かす及び その粉末	70大豆油かす粉 末	70	10	-	-	-	-	辻製油株式会社	一志郡姉崎野町 大字新屋庄565の1
同 第1128号	肉骨粉	80肉骨粉	80	90	-	-	-	-	東洋酵素株式会社	四日市市大カ須賀 1丁目7番5号
同 第752号	炭酸カルシウム 肥料	55.0苦土炭酸カ ルシウム肥料	-	-	55.0	35	公定規格 のとおり	同上	白石カルシウム株 式会社	大阪市北区同心 2丁目10番5号
同 第758号	混合有機質肥料	有機配合肥料	70	30	-	-	同上	同上	株式会社安永製肥 所	上野市四十九町 2168番地
同 第759号	同上	完全有機配合肥 料	70	60	-	-	同上	同上	同上	同上
同 第407号	同上	動物質肥料2号	60	40	-	-	同上	同上	同上	同上
同 第409号	同上	動物質調合粉末 6号	60	80	-	-	同上	同上	同上	同上
同 第1132号	肉骨粉	60肉骨粉	60	90	-	-	-	-	東洋酵素株式会社	四日市市大カ須賀 1丁目7番5号

同 第1133号	同 第1176号	同 第923号	同上	同上	同上	同上	同上	同上	同上
魚糞物加工肥料 なたね油かす及 びその粉末	魚糞物加工肥料 53なたね油かす 粉末	6.0内骨粉	6.0	7.0	5.0	3.5	5.0	2.0	1.0
引本漁業協同組合 合名会社油糞製油 所	北牟婁郡海山町大字 引本浦883番地の2	松阪市駅前田町 178番地	-	-	-	-	-	-	-

肥料取締法（昭和25年法律第127号）第30条第6項の規定により、肥料の検査結果の概要を次のとおり公表する。

昭和61年4月22日

三重県知事 田川亮三

1 昭和60年11月実施分

肥料の種類	保証票添付者	分析検査		保証票 検査	その他 の検査
		分析点数	うち 不合格点数		
炭酸カルシウム肥料	新鉱工業株式会社	3	0	-	-

2 昭和61年1月実施分

肥料の種類	保証票添付者	分析検査		保証票 検査	その他 の検査
		分析点数	うち 不合格点数		
化成肥料	九鬼肥料工業株式会社	3	0	-	-
	中部飼料株式会社	3	0	-	-
	多木化学株式会社	3	0	-	-
指定配合肥料	千代田肥糧株式会社	3	0	-	-
	九鬼肥料工業株式会社	3	0	-	-
	中原物産株式会社	3	0	-	-
魚糞物加工肥料	引本漁業協同組合	3	0	-	-
	尾鷲湾共同水産	3	0	-	-

土地改良法（昭和24年法律第195号）第96条の2第1項の規定により、大台町営土地改良事業（農林同和对策事業川合2地区区画整理）を昭和61年4月22日認可した。

昭和61年4月22日

三重県知事 田川亮三

土地改良法（昭和24年法律第195号）第52条の2第1項の規定により、谷南瀬古土地改良区の換地計画（谷南瀬古地区）認可申請は、適当と決定した。

なお、当該決定に係る関係書類を次のとおり縦覧に供する。

昭和61年4月22日

三重県知事 田川亮三

1 縦覧に供する書類の名称

換地計画書の写し

2 縦覧の期間

昭和61年4月22日から同年5月12日まで

3 縦覧の場所

菰野町役場

土地改良法(昭和24年法律第195号)第89条の2第1項の規定により、県営緑農住区開発関連土地基盤整備事業東員地区第2換地区の換地計画を定めた。

なお、当該決定に係る関係書類を次のとおり縦覧に供する。

昭和61年4月22日

三重県知事 田川亮三

1 縦覧に供する書類の名称

換地計画書の写し

2 縦覧の期間

昭和61年4月22日から同年5月12日まで

3 縦覧の場所

東員町役場

測量法(昭和24年法律第188号)第14条第1項の規定により、次のとおり基本測量を実施する旨、建設省国土地理院長から通知があつた。

昭和61年4月22日

三重県知事 田川亮三

1 作業の種類

基本測量(水準重力測量)

2 作業の期間

昭和61年5月1日から昭和62年3月31日まで

3 作業の地域

四日市市 鈴鹿市 桑名市 桑名郡多度町 三重郡朝日町、川越町

測量法(昭和24年法律第188号)第14条第1項の規定により、次のとおり基本測量を実施する旨、建設省国土地理院長から通知があつた。

昭和61年4月22日

三重県知事 田川亮三

1 作業の種類

基本測量(1:25000地形図修正測量)

2 作業の期間

昭和61年4月1日から昭和62年3月20日まで

3 作業の地域

津市 久居市 松阪市 伊勢市 尾鷲市 熊野市 一志郡香良洲町、三雲町、嬉野町、美杉村 多気郡明和町、多気町、勢和村、大台町、宮川村 飯南郡飯南町、飯高町 度会郡二見町、小俣町、御薮村、玉城町、大宮町、南島町、紀勢町、大内山村 北牟婁郡紀伊長島町、海山町 南牟婁郡御浜町、紀宝町、鶴殿村

測量法(昭和24年法律第188号)第14条第1項の規定により、次のとおり基本測量を実施する旨、建設省国土地理院長から通知があつた。

昭和61年4月22日

三重県知事 田川亮三

1 作業の種類

基本測量(1:25000基本図修正測量)

2 作業の期間

昭和61年4月14日から同年10月31日まで

3 作業の地域

熊野市 南牟婁郡紀和町

測量法(昭和24年法律第188号)第14条第1項の規定により、次のとおり基本測量を実施する旨、建設省国土地理院長から通知があつた。

昭和61年4月22日

三重県知事 田川亮三

作業の種類

基本測量(二次基準点測量)

作業の期間

昭和61年5月1日から昭和62年3月31日まで

作業の地域

桑名市 桑名郡長島町、木曾岬村 三重郡川越町

測量法(昭和24年法律第188号)第14条第1項の規定により、次のとおり基本測量を実施する旨、建設省国土地理院長から通知があつた。

昭和61年4月22日

三重県知事 田川亮三

作業の種類

基本測量(基準点測量)

作業の期間

昭和61年5月1日から昭和62年3月31日まで

3 作業の地域

名張市 久居市 一志郡一志町、嬉野町 度会郡紀勢町、大宮町、南島町

測量法(昭和24年法律第188号)第14条第2項の規定により、昭和60年4月26日付け三重県公告に係る基本測量(水準重力測量)が昭和61年3月31日終了した旨、建設省国土地理院長から通知があった。

昭和61年4月22日

三重県知事 田 川 亮 三

測量法(昭和24年法律第188号)第14条第2項の規定により、昭和60年4月26日付け三重県公告に係る基本測量(基準点測量)が昭和61年3月31日終了した旨、建設省国土地理院長から通知があった。

昭和61年4月22日

三重県知事 田 川 亮 三

採石法(昭和25年法律第291号)第32条の13第1項の規定により、第15回採石業務管理者試験を次のとおり実施する。

昭和61年4月22日

三重県知事 田 川 亮 三

1 試験期日

昭和61年6月3日(火)午前10時から12時30分まで

2 試験場

津市広明町323番地の1 三重県水産会館4階研修室

3 試験願書の受付期間

昭和61年5月1日から同月20日まで

4 受験願書の請求先

三重県土木部砂防課又は各県民局土木事務所

5 その他

この試験についての受験手続、試験の方法等の詳細については、受験願書の請求先で交付する試験実施要綱を参照すること。

都市計画法(昭和43年法律第100号)第21条第2項において準用する同法第20条第1項の規定により、津都市計画下水道の変更の図書の写しの送付を受けたので、同法第21条第2項において準用する同法第20条第2項の規定により当該都市計画の図書の写しを公衆の縦覧に供する。

昭和61年4月22日

三重県知事 田 川 亮 三

1 都市計画の種類

香良洲町流域関連公共下水道

2 縦覧場所

三重県土木部都市計画課

都市計画法(昭和43年法律第100号)第21条第2項において準用する同法第20条第1項の規定により、松阪都市計画公園の変更の図書の写しの送付を受けたので、同法第21条第2項において準用する同法第20条第2項の規定により当該都市計画の図書の写しを公衆の縦覧に供する。

昭和61年4月22日

三重県知事 田 川 亮 三

1 都市計画の種類

2・2・19 五反田町公園

2 縦覧場所

三重県土木部都市計画課

シートベルト いつも乗るたび 乗せるたび

毎週火、金曜日発行

購読料（送料共）1箇月 2,200円

1箇年 26,400円

昭和61年 4 月22日印刷発行

津市 広明町 13 番 地

三 重 県

印刷 三重県総務部学事文書課